

議 案 第 9 8 号

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第１号中「この号及び次号において」を削る。

第２５条中「第３３条の１０第１項各号」の次に「（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。